

利用者数等の見込等に関すること

1 施設利用計画 (1) 有料施設

施設名	区分	月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
大型遊戯施設 (ふしぎの森) (目標値)	利用者数(人)	3,300	13,300	6,500	8,000	16,000	8,300	6,500	1,100	0	0	0	0	63,000
	うち減免数													
	うち無料者数	906	3,608	1,296	2,166	4,025	1,769	909	180	0	0	0	0	14,859
キャンプ場利 用料金(サイト 利用料)	利用者数(人)		0	70	800	1,280	50							2,200
	うち減免数													
	うち無料者数			20	204	331	16							571
有料施設	利用者数(人)													
	うち減免数													
	うち無料者数													
	利用者数(人)													
	うち減免数													
	うち無料者数													
	利用者数(人)													
	うち減免数													
	うち無料者数													
	利用者数(人)													
	うち減免数													
	うち無料者数													
	利用者数(人)													
	うち減免数													
	うち無料者数													
	利用者数(人)													
	うち減免数													
	うち無料者数													
合計	利用者数(人)	3,300	13,300	6,570	8,800	17,280	8,350	6,500	1,100	0	0	0	0	65,200
	うち減免数													
	うち無料者数	906	3,608	1,316	2,370	4,356	1,785	909	180	0	0	0	0	15,430

注) 年次業務計画書には減免及び無料者内訳は記載不要であること。



Ⅱ 開園時間等

	施設名	利用期間と時間	条例・規則に規定する利用の期間又は時間を変更する場合は、その理由(都市公園条例第2条の3のただし書き適用)
管理施設	北口ゲート	・4月1日(土)～10月31日(火) 20:00～6:00を除き開放 ・11月1日(水)～3月31日(日) ネイバル砂川、アクセス路除雪のため開放	
	キャンプ場	・宿泊 6月24日(土)～9月3日(日) ・デイキャンプ 6月24日(土)～9月24日(日) 利用時間 10:00～16:00	残雪等により利用開始期間を変更
	管理棟及びレストハウス	・管理棟 4月29日(土)～11月12日(日) 利用時間 8:45～17:30 ・レストハウス 4月1日(土)～3月31日(日) (4月1日～9月30日 9:00～17:00) (10月1日～3月31日 10:00～16:00)	・管理棟利用期間・時間 左記のとおり ※ふしぎの森営業期間 ・レストハウス利用期間 左記のとおり ※お休み 12/29～1/3
	園路等	・4月1日(土)～3月31日(日) 歩くスキー等 1月5日(金)～3月10日(日)	ウォーキング、歩くスキー等道民の冬期間における健康増進に寄与する。
便益施設	駐車場	・4月1日(土)～3月31日(日)まで 南北駐車場、キャンプ場・ネイバル砂川駐車場、砂川ハイウェイオアシス駐車場	通年開放(南口、キャンプ場・ネイバル砂川、砂川ハイウェイオアシス)
	トイレ	・4月29日(土)～9月30日(土) 利用時間 9:00～17:00 ・10月1日(土)～11月6日(日) 利用時間 10:00～16:00	4月29日(土)～11月12日(日)まで、利用時間は左記のとおり ※ヤッホーの森は10月31日まで
有料施設	大型遊戯施設 (ふしぎの森)	・4月29日(土)～9月30日(土) 利用時間 9:30～17:00 ・10月1日(日)～11月12日(日) 利用時間 10:00～16:00 ※休館日 5/15、7/3、9/4	残雪等により、開園を4月29日(金)とし、11月12日(日)まで延長します。
冬期利用施設	屋内遊具ひろば (砂川市活性化プラザ内)	・4月1日(土)～4月9日(日) ・11月18日(土)～3月31日(日) 利用時間 10:00～12:00/13:00～15:00	子どもの国の通年開放に伴う冬期施設。 ・お休み 年末年始(12/29～1/3まで)
	雪山滑り台	・1月上旬～3月中旬	
	スノーラフティング体験	・1月上旬～3月中旬	



Ⅲ 維持管理業務に関する実施計画

年間業務計画

(1)植物管理計画

業務区分		ゾーン (〇〇広場など)	規模、範囲、 数量等	業務実施要領		
				4～6月 (第1四半期)	7～9月 (第2四半期)	10～12月 (第3四半期)
草花管理	施肥	中央口広場花壇	宿根草花壇 2箇所 一年草花壇 1箇所	期間内に1回実施	期間内に1回実施	宿根草茎切り、追肥等 一年草撤去
	除草	中央口広場花壇	宿根草花壇 2箇所 一年草花壇 1箇所	期間内にその都度	期間内にその都度	
	病虫害防除	中央口広場花壇	宿根草花壇 2箇所 一年草花壇 1箇所	期間内にその都度	期間内にその都度	
	その他	ハイウェイオアシス、中央口広場等、ヤッホーの森、ふしぎの森	プランター等 数量 50基、	花壇(2,700株)・プランター(500株)花植え、水やり、除草、花柄取等	水やり(その都度)	一年草撤去、プランター片付け等
芝生等管理	草刈り	別紙2のとおりとします。(草・芝刈箇所別年間作業計画表)				
	芝刈り	別紙2のとおりとします。(草・芝刈箇所別年間作業計画表)				
	施肥	ふしぎの森芝生広場	14,800㎡	4月実施	—	—
	目土	—	—	—	—	—
	エアレーション	—	—	—	—	—
	その他	外周園路	—	—	—	笹刈(クマ対策)
樹木管理	生垣	中央口広場	ニオイバ363本	施肥 6月	剪定 7～10月	除雪 1月～2月
	つる切り	園内(林地含む)	園路、広場等	1回/年		
	剪定	各広場	フジ、ツツジ類、ハマナス、イチイ	—	5月、7月、9月	
	施肥	〃	別紙1のとおりとします。(生垣・花木・樹木植物管理対象木数量表参照) 6月実施			
	冬囲い	〃	別紙1のとおりとします。(生垣・花木・樹木植物管理対象木数量表参照) 10月実施			
	〃取外	〃	別紙1のとおりとします。(生垣・花木・樹木植物管理対象木数量表参照) 4月実施			
	倒木処理	園内(林地含む)	園路、広場等	その都度実施		
	病虫害防除	園路沿、池周辺等	トチの木121本、ブンゲンストーヒ 200本、イチイ 164本、しだれ桜9本、フジ 6本	5～6月(2回実施)	—	—
その他	野鼠・野兔被害防除	園内各所	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—



別紙 1

植物管理年間標準作業計画表

作業の種類		頻度	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		冬期
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20			
芝刈	広場等(芝刈)	4回			—	—	—	—	—	—							
	遊戯ゾーン(芝刈)	3回				—	—	—	—								
	パークゴルフ場	10回			—	—	—	—	—	—	—						
草刈	法面等(草刈)	2回				—	—										
	樹林地帯等(草刈)	1回				—											
芝生施肥	遊戯ゾーン	1回/年					—										
生垣・花木等樹木	生垣剪定・補修	1回/年						—									
	花木・樹木刈込み	1回/年						—									
	対象木施肥	1回/年					—										
	対象木冬囲い	1回/年													—		
	対象木冬囲い取り外し	1回/年	—														
	病虫害防除	2回/年			—	—											
	花木花柄つみ	1回/年						—									
	除草	4回/年			—	—	—	—									
	野鼠・野兎被害防除	1回/年															
花壇・プランター	苗床づくり(ボランティア活用)	1回/年			—												
	苗植付け(ボランティア活用)	1回/年			—												
自然木管理	風倒木・枯損木処理	適年															
	つる切り	1回/年															

生垣・花木・樹木植物管理対象木数量表 (朱色は樹木冬囲い・取り外し対象木)

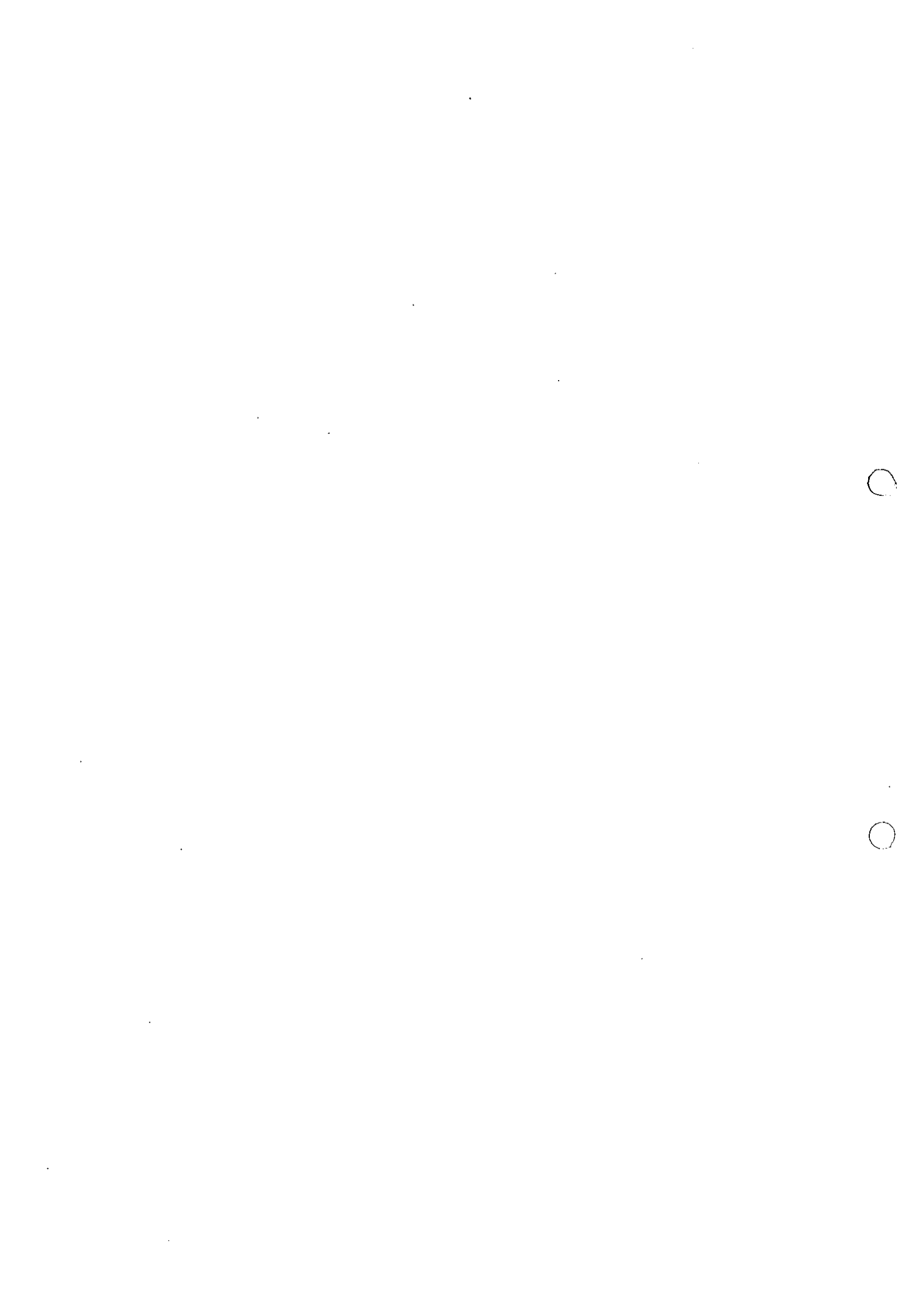
樹種名	本数	樹種名	本数	備考
フジの木	6	ドウダンツツジ	20	
ニオイバ(生垣)	363	玉ドウダンツツジ	117	
エゾムラサキツツジ	22	イヌ玉ツツジ	42	
イチヨウ	10	アジサイ	623	
キタコブシ	3	イチイ(玉仕立て)	7	
ライラック	1	イチイ(円錐仕立て)	157	
ツリバナ	10	ヤマツツジ	1	
ユキヤナギ	84	キンフミズキ	122	
ニシキギ	42	ウメ	2	
ハクモクレン	2	レンゲツツジ	292	
シダレヤナギ	8	ムクゲ	6	
ヒメリンゴ	3	サラサドウダンツツジ	3	
サクラランボ	3	ヨーロッパゴールド	12	
ハナミズキ	1	エゾヤマザクラ(低)	68	
クロフネツツジ	9	ヤエザクラ(中)	22	
ヨドガワツツジ	0	ヤエザクラ(高)	7	
マユミ	1	シダレザクラ(中)	9	
		シヤクナゲ	1	
計	568(170)		1,511(693)	
合計			2,079(863)	



別紙 2

草・芝刈箇所別年間作業計画表

草・芝管理数量内訳表				草・芝管理工程表					備考	
名称	(㎡)	草芝刈り回数	(㎡)	5月	6月	7月	8月	9月		
	草芝刈り面積		草芝刈り延面積	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20		
樹林地帯										
展望台遊歩道	4,600	1	4,600		—					
グリーンアドベンチャーコース	7,021	1	7,021		—					
遊歩道	2,240	1	2,240		—					
栗林	11,300	1	11,300				—			
計	25,161		25,161							
法面等										
主園路	22,350	2	44,700		—		—			
東口園路	3,628	2	7,256		—		—			
ふしぎの森外周囲路	5,200	2	10,400		—		—			
ハイウェイ調整池周辺	26,800	2	53,600		—		—			
キャンプ場	2,575	2	5,150		—	—				
キャンプ場周辺	1,200	2	2,400		—	—				
野外ステージ	4,234	2	8,468		—	—				
公園管理事務所周辺	4,264	2	8,528		—	—				
見晴らし広場	12,170	2	24,340		—	—				
南北園路	5,670	2	11,340		—	—				
管理道路	3,504	2	7,008		—	—				
ハイウェイ調整池芝生部分	19,050	2	38,100		—		—			
南口駐車場周辺	7,550	2	15,100		—		—			
カタコンベ芝生部分	4,250	2	8,500		—	—				
計	122,445	2	244,890							
遊戯ゾーン										
ヤッホーの森	47,263	3	141,789	—		—	—			
ふしぎの森芝生広場	18,800	3	56,400	—		—	—			
ふしぎの森芝生部分	16,830	3	50,490	—		—	—			
パークゴルフ場	12,350	10	123,500	—	—	—	—	—		
計	95,243		372,179							
広場等										
中央口広場	12,882	4	51,528	—		—	—	—		
少年自然の家周辺	12,400	4	49,600	—		—	—	—		
ハ・ハ・キューコーナー	9,800	4	39,200	—		—	—	—		
展望台広場	3,604	4	14,416	—		—	—	—		
計	38,686		154,744							
合計	281,535		796,974							



施設、設備保守点検業務に関する実施計画（子どもの国）

(2) 施設保守業務（要求水準書別記の定める施設保守点検項目）

要求水準	実施回数													施設、設備等の修繕、補修実施計画	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
一般施設	給水施設保守管理 (4月～10月/2回、11月～3月/1回)	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	19	専門点検
	電気設備保守点検 (月1回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	専門点検
	ピラミッド遊具保守点検 (年4回)	1	1		1		1							4	専門点検
	カクンパ遊具保守点検 (年2回)	1			1									2	専門点検
	森の迷宮遊具保守点検 (年2回)	1			1									2	専門点検
	専用水道水質検査 (月1回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	委託
	水遊び施設保守点検 (年2回)			1			1							2	専門点検
	身障者用エレベーター 保守点検 (年4回)	1	1		1	1								4	専門点検
	消防設備保守点検 (年2回)		1						1					2	専門点検
	噴水用配管及び機器 取付・撤去作業(年2回)	【休止中】配管及び躯体の漏水													—
	機械設備(管理棟) (月1回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	委託
	池ひし除去事業(年1回)				1	1								2	委託、直営
特殊建築物等定期調査 (3年1回)	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	委託	
遊具	日常点検(毎朝使用 開始前及び定期巡回 時に1回)	4	62	60	62	62	60	62	24					396	日常点検
	精密点検(無料施設 ヤッホーの森)年1回 以上	1			1									2	専門点検

清掃作業計画（子どもの国）

(3) 衛生管理業務	対象部位	実施内容	棟	実施時期(回数・頻度)
日常清掃	管理事務所(レストハウス)	日常清掃	817.86㎡	4/29～11/12 1回/日・定期2回/週
	大型遊戯施設(ピラミッド)	日常清掃	1,913.81㎡	4/29～11/12 1回/日・定期3回/週
	カクンパ・ファロス・ピサの斜塔	日常清掃	770.52㎡(ピサ)59.48㎡(カクンパ)	4/29～11/12 1回/日・定期2回/週
	ハイウェイオアシス	日常清掃、駐車場等	12万㎡、駐車台数371台	4/29～11/12 1回/日・定期2回/週
	ヤッホーの森	日常清掃	27,188㎡、遊具12基	4/29～10/31 1回/日・定期1回/週
	展望台広場・野外ステージ	日常清掃	4,143㎡ (展望台、トレ)	融雪期～10/31 1回/週・定期1回/月
	駐車場・広場	日常清掃	881台、広場412,000㎡	4/29～11/12 1回/平日・2回/土日祝
	池ひし除去清掃	除去	観賞池 約8,000㎡	7・8月 委託、直営により実施
	雨水管清掃	清掃	250m×50%	8月 1回/年
	水遊び施設保守点検	清掃	噴水池φ20m、ピット1箇所、パーゴラ	噴水池 3回/年、ピット1回/年
特別清掃	管理事務所及びレストハウス	ワックス掛け	817.86㎡	4月 1回/年
	ファロス・ピサの斜塔	ガラス拭き	770.52㎡(ピサ)59.48㎡(カクンパ)	7月 1回/年
塵芥処理	園内各施設	砂川市処分場に搬入		4月～11月 適時(月1～3回程度)
有害駆除	樹木毛虫駆除	ブンゲンストーヒ・イチイ等	200本	5～6月 適時
	マムシ、ハチ駆除	駆除	園内	6～10月 適時
	害獣駆除	カラス、ネズミ等	園内	4～10月 適時



(4)保安管理業務

ア 安全確保

	対 象	業 務 内 容	実施期間・時間	実施回数
日常巡視	施設・設備等	施設・設備等の定期巡回及び遊具等の利用指導並びに日常点検を適切に行う。	4月1日～3月31日 9:00分～17:00分	毎日2回以上
夜間警備 有人警備	門扉開閉の確認、園内巡回警備、管理事務所及び施設(建物)の巡回警備	指定箇所の巡回警備	期間 4月29日～ 10月31日 時間 17:30～8:45	夜間3回/日
	キャンプ場	夜間のキャンプ場巡回警備	6月24日～9月3日	その都度実施
	南・北・東駐車場、北口園路等	ゴールデンウィーク期間における車両整理 ウインターフェスティバル開催日の車両整理	5月3～7日(5日間) 時間 8:30～16:30 2月上旬(1日間) 時間 9:00～15:00	8H×11人×5日 6H×3名×1日
機械警備	管理事務所	一体管理を基に機械警備へ転換	業者委託(無人時)	通 年

イ 保障

	対 象	保 障 内 容	期 間
施設賠償保険	利用者	施設賠償責任保険 (対人事故:1名1億円、1事故3億円、対物事故1事故5千万円)	4月1日～3月31日
自動車共済 (任意保険)	車両(トラック、ライトバン)	対人、対物賠償～無制限 対物賠償～無制限 搭乗者賠償～5百万円	4月1日～3月31日
	スノーモービル	対人、対物賠償～無制限 搭乗者賠償～5百万円	1月1日～3月31日

◎管理の目標達成度 安全かつ快適な利用環境の提供

達成目標及び業績指標	R(5)指標値	R(5)目標値	実 施
安全の確保 [日常的な巡回・安全指導を効果的に実施し、利用者による事故発生件数を年間2件以下とする。] 基準年 H28 0件	0件	0件	



業 務 仕 様 書

業 務 名	委託・請負	委託(請負)の期間	委託(請負)の内容
1 給水施設維持管理業務	委託	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日	仕様書参照
2 給水タンク清掃業務	"	令和 5年 4月10日 ~ 令和 5年 5月31日	
3 電気工作物保安業務	"	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日	"
4 消防用設備等検査業務	"	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日	"
5 専用水道水質検査業務	"	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日	"
6 子どもの国機械警備業務	"	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月31日	"
7 遊具点検業務	"	令和 5年 4月10日 ~ 令和 5年 9月30日	"
8 清掃業務	"	令和 5年 4月10日 ~ 令和 5年10月31日	"
9 障がい者用リフト点検業務	"	令和 5年 4月10日 ~ 令和 5年 7月31日	"
10 園内車両整理業務	"	令和 5年 5月3日~5月7日まで 令和 5年 2月4日の1日間	"
11 水遊び施設保守点検業務	"	令和5年 5月15日~ 令和5年 9月30日	"
12 樹木管理業務	"	令和5年 5月15日 ~ 令和5年 6月30日	"
13 草刈業務	"	令和5年7月 日 ~ 令和5年 7月 日	"
14 除雪業務	"	令和5年11月 1日 ~ 令和6年 3月31日	"



委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。))と (以下「乙」という。))とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、給水施設維持管理業務(以下「委託業務」という。))の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の給水施設維持管理業務仕様書(以下「仕様書」という。))により委託業務処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税額及び地方消費税の額 金 円)を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

2 前項のほか、甲は給水施設に異常又は故障を認めて乙に臨時に点検を指示したときは、乙はその指示により点検しなければならないものとし、その場合の委託料は1時間当たり 金 円(うち消費税額及び地方消費税の額 金 円)を支払うものとする。

3 甲は、乙に対して業務終了の翌月15日(当該日が銀行の休日の場合はその翌営業日)までに委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(従業員等)

第8条 乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

(報告義務)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあつては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
 - (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手續等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。
- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により乙に支払うものとする。
- 5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(甲の契約解除権)

第12条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

- 第13条 第11条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第11条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
- 3 第11条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

第14条 乙は、この契約に関して、第12条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第4条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙

委託料業務別内訳

(円)

区 分	単 位	予 定 数 量	単 価
給水施設点検	回	12回	
水道法に基づく検便検査料	回	2回	

※金額には消費税等は含まれていません。

給水施設維持管理業務仕様書

1 給水施設維持管理業務対象施設(別添図面参照)

- (1) 第1受水槽 (貯水量 30トン)
- (2) 高置水槽 (貯水量 15トン)

2 定期点検

- (1) 毎月20日頃に点検を実施すること。ただし、4月又は5月のいずれかの点検日については、給水タンクの清掃日に合わせるため、甲が特別に点検実施日を指示する。
- (2) 点検の項目は、次のとおりとし、対象施設により点検の項目は異なるものとする。
 - ① 建物の異常・ポンプ室内(気温、湿度、水量)の点検
 - ② 電動機点検項目～電流、異音、異常な振動、軸受温度、カッスリング磨耗
 - ③ 送水ポンプ点検項目～異常音、異常な振動、軸受温度、グラント押え、送水圧、室内配管状態バルブの開閉状態、フード弁の作動
 - ④ 電気系統点検項目～配電盤の異常はないか、手動自動の切り替えはよいか、電動ポンプは正常か、照明設備は正常か、配線は正常か。
 - ⑤ 消毒点検項目～薬注機は正常か、均等に注入されているか、薬は確保されているか。
 - ⑥ タンク点検項目～タンク本体の状況、点検蓋の状況、タンク内の沈殿物の状況
 - ⑦ 自動警報装置点検項目～異常音はないか。
 - ⑧ 残留塩素濃度点検項目～測定値を記入すること。
 - ⑨ 量水器～毎月の上水使用量を記入すること。

3 臨時点検

甲の指示により、異常又は故障した場所の点検及び調整を行うこと。

4 水道法に基づく検便

乙は、契約書第8条の規定により甲に通知した乙の業務従事者に対し、水道法に基づく検便検査を北海道滝川保健所に依頼して4月及び10月に実施し、その結果報告書を甲に提出しなければならない。

5 提出及び報告義務

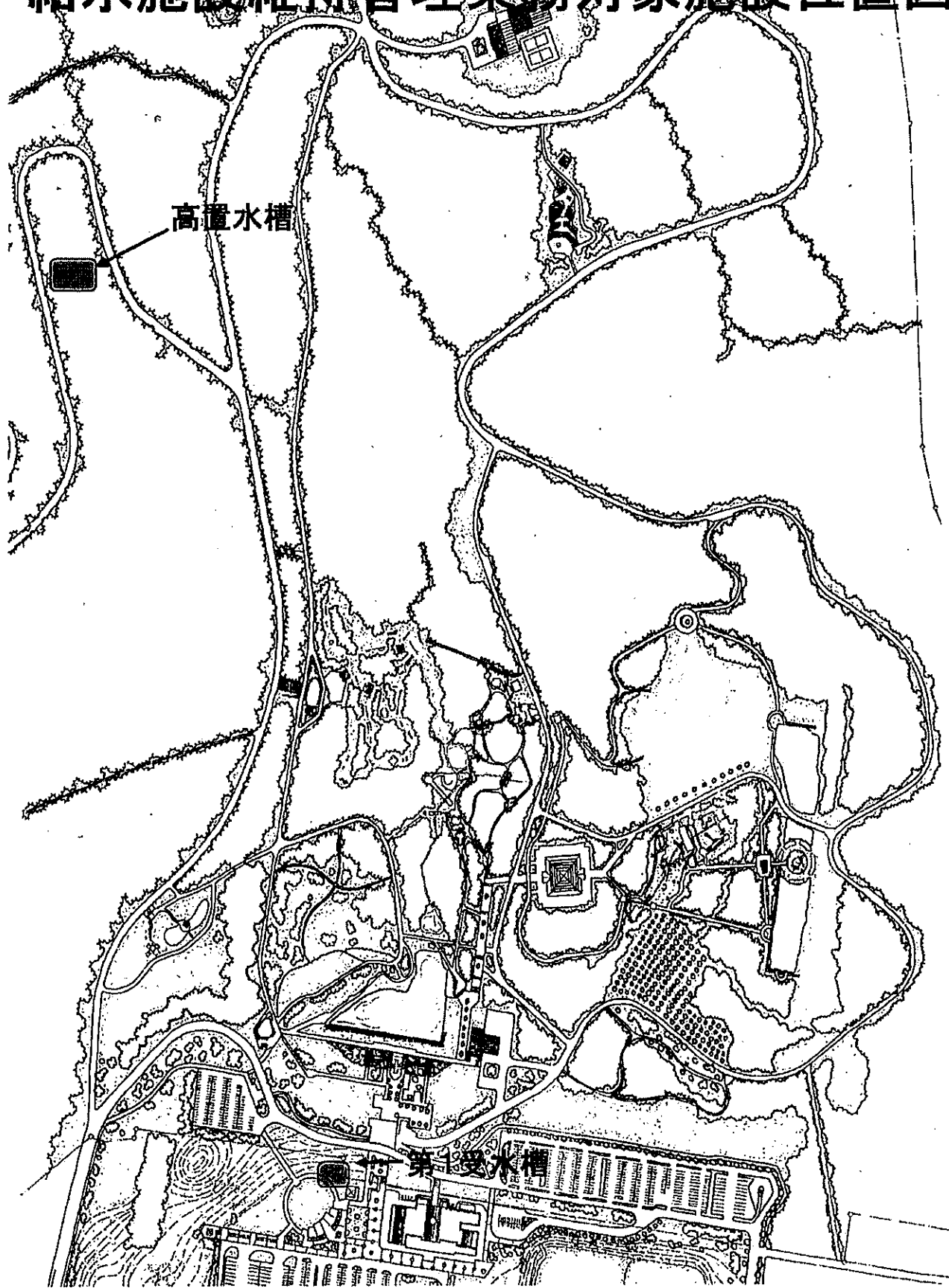
乙は、各点検を実施後は、別記第1号様式又は別記第2号様式により1週間以内に、甲に提出すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。



給水施設維持管理業務対象施設位置図



受水槽箇所(点検場所) — [Black Square]



給水施設維持管理点検実施記録 (月分)

点検実施日 令和 年 月 日 曜日							
点検対象	点検内容	第1受水槽	高置水槽	点検対象	点検内容	第1受水槽	高置水槽
建築物	異常はないか			電気系統	配電盤に異常はないか		
気温	測定	°C	°C		手動自動の切替はよいか		
湿度	測定	%	%		電動ポンプは正常か		
水量	水槽内水量				照明設備は正常か		
電動機	電流		A	滅菌機	配線は正常か		
	異音、異常な振動				注液機は正常か		
	軸受温度				均等に注入されているか		
	カッスリング磨耗				液は十分確保されているか		
送水ポンプ	異音、異常な振動			タンク	タンク本体の状態		
	軸受温度				タンク内沈殿物の状況		
	グランド押え				点検蓋の状態		
	送水圧		K	自動濃縮装置	異常はないか		
	室内配管状態			残留塩素濃度	測定	ppm	ppm
	バルブ開閉状態			備考			
	フード弁の作動						
量水器	前回検針値		m ³ - 今回検針値		m ³ = 使用量		m ³
滅菌液量	滅菌液タンク量		ℓ				

令和 年 月 日

実施業者名



給水施設維持管理業務臨時点検結果報告書

実施日 令和 年 月 日
 実施業者名

㊞

点検施設名
施設の不具合状況
処理の状況
点検時間 午前・午後 時 分から 時 分まで [実働時間 時間 分]
点検依頼者確認欄 通報日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 通報者 一般財団法人北海道子どもの国協会職員 氏名 ㊞
点検結果確認者欄 一般財団法人北海道子どもの国協会職員 氏名 ㊞

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、給水タンク清掃業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の給水タンク清掃業務仕様書(以下「仕様書」という。)により委託業務処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年4月10日から令和5年5月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等」という。)金 円)を、乙に支払うものとする。

2 甲は、乙に対して業務終了の翌月15日(当該日が銀行の休日であるときはその翌営業日)までに委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第8条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第9条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から起算して10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。



(報告義務)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第11条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第12条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

(3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第13条 第12条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第12条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないもの



とする。

- 3 第12条第3項又は第4項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
 - 4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 6 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
- 第13条の2 乙は、この契約に関して、第12条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第14条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙



給水タンク清掃業務仕様書

1 名称及び位置、容量（別添図面）

- (1) 第1受水槽 総容量44トﾝ (貯水量 30トﾝ)
- (2) 高置水槽 総容量24トﾝ (貯水量 15トﾝ)

2 業務内容

- (1) 各タンクの水を全部排出し、受水槽内壁洗浄剤にて内壁部分全面の汚物、不純物を水洗清掃すること。
- (2) フードバルブ、パイプ類及び電極棒等のネジの締め付け、不純物の除去、清掃を行うこと。
- (3) 水槽清掃後は、普通水道水にてよく水洗をして薬品溶液を完全に除去し、汚水を完全に排出すること。
- (4) 排水後、水道水を入れること。
- (5) 清掃中又は清掃後に水槽内への不純物等の混入防止に細心の注意を払うこと。

3 報告義務

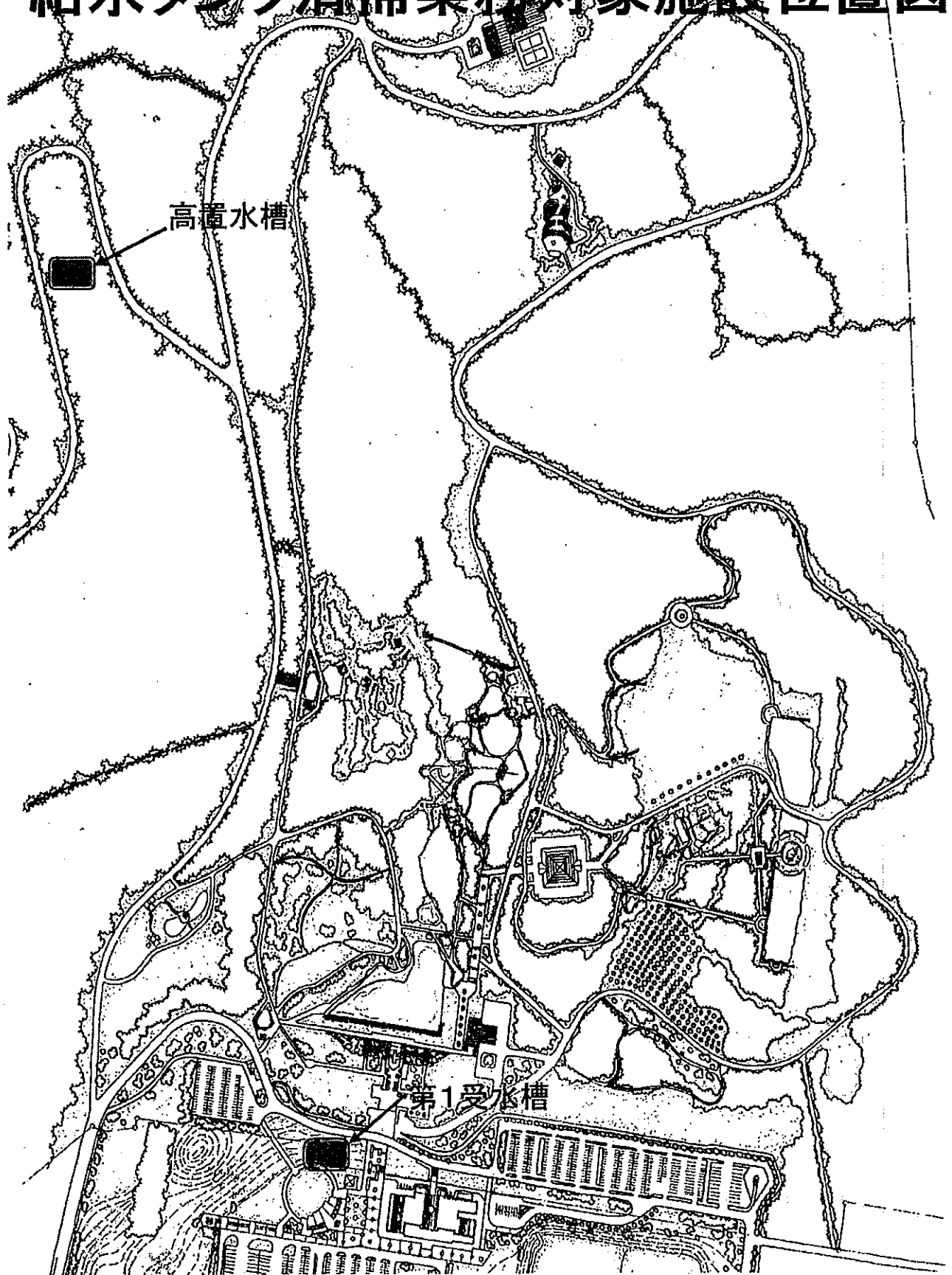
業務終了後は速やかに作業前後の写真を添付の上、実施報告書を甲に提出すること。

4 その他

- (1) 工程及び日程等について業務担当員と協議上実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議すること。



給水タンク清掃業務対象施設位置図



給水タンク清掃箇所 ———— ■

給水タンク清掃実施結果報告書

実施日 令和 年 月 日
 実施業者名 ㊞

点検施設名
給水タンクの現況
清掃の状況
清掃時間 午前・午後 時 分から 時 分まで <div style="text-align: center;">[実働時間 時間 分]</div>
清掃依頼者確認欄 日 時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 依頼者確認 一般財団法人北海道子どもの国協会職員 氏名 ㊞
清掃結果確認者欄 <div style="text-align: right;">一般財団法人北海道子どもの国協会職員 氏名 ㊞</div>

電気工作物保安業務委託契約書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)(以下「乙」という。)
とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、その設置する設備容量450kVAの自家用電気工作物及び18kVAの予備発電装置(以下「電気工作物」という。)に係わる保安管理業務(以下「委託業務」という。)の処理を甲の定める保安規程に基づき乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の内容)

第2条 この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 月次点検 隔月1回(別紙1絶縁監視装置運用による)
(点検月は4月、6月、8月、10月、12月及び2024年2月実施とする。)
- (2) 年次点検 年1回
- (3) 臨時点検
- (4) 不良箇所の改修指導及び助言
- (5) 事故発生時の処置等及び必要に応じてする事故発生後の精密点検
- (6) 関係官庁が行う検査の立会
- (7) 工事中点検
- (8) 業務の対象外である点検及び測定試験を甲が行う場合の指導および助言

(処理の方法)

第3条 乙は、前条に定める業務を次の基準により実施するものとする。

- (1) 月次点検は、運転中の電気工作物につき隔月1回行うこと。
- (2) 年次点検は、電気工作物の運転を停止して年1回行うこと。
- (3) 臨時点検は、異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその都度行うこと。
- (4) 不良箇所の改修指導及び助言は、その都度、書面をもって行うこと。
- (5) 工事中点検は、電気工作物の設置、改造等の期間中毎週1回行うこと。
- (6) 業務の対象外である点検及び測定試験を甲が行う場合の指導及び助言は、甲が提示した当該結果の記録に基づき行うこと。
- (7) 各点検等の内容及びその特記事項等は別紙2のとおりとする。

(委託期間)

第4条 委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税額及び地方消費税の額金 円)(月額金 円(子どもの国事業費負担分 28,710円・ネイパル砂川事業費負担分 円)を乙に支払うものとする。

2 工事中点検に係る委託料は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第9条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導及び災害、事故その他非常の場合の連絡にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当を変更した場合も、同様とする。

2 甲の業務担当員に事故ある場合は、代務者を定め、乙に通知するものとする。

(相互協力義務)

第10条 甲は、乙が行う委託業務の実施について協力するものとし、乙は、委託業務を誠実に行うものとする。

(業務処理責任者及び保安業務担当者等)

第11条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者並びに保安業務担当者及び保安業務従事者を定め、甲に書面で通知するものとし、甲はその内容を確認するものとする。業務処理責任者又は保安業務担当者若しくは保安業務従事者を変更した場合も、同様とする。

2 保安業務担当者及び保安業務従事者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

3 業務処理責任者と保安業務担当者とは、これを兼ねることができるものとする。

4 乙は、緊急の場合における乙の執務時間内及び執務時間外の連絡方法を定め、甲に書面で通知するものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第12条 甲は、業務処理責任者又は保安業務担当者若しくは保安業務従事者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(点検等の結果の通知及び記録の保存)

第13条 乙は、電気工作物について点検等を行ったときは、その結果を書面により、その都度甲に通知するものとする。

2 前項の書面は、甲、乙双方で保存するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第14条 乙は、甲に対し、毎月、前月分の委託料の支払いの請求をするものとする。

2 甲は、点検の確認をして前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に前月分の委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 次項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、甲と北海道並びに北海道教育委員会とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除することができる。

第15条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金(以下「課徴金」という。)の納付命令(以下「納付命令」という。)の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合(独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合(当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。))若しくは独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。))を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。)における当該命令をいう。)において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)により、乙が独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為に実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかである時を除く。)

(7) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。))について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は若第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第16条 第15条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第15条第2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
 - 6 乙は、第15条第3項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
- 第16条の2 乙は、この契約に関して、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(業務の対象外)

第18条 第2条第8号及び第3条第6号に規定する業務の対象外は、次のとおりとする。

- (1) 取扱が法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱が特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械、発電設備のうち原動機及び付属装置等
- (3) 点検時に電気工作物の設置場所に配置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型、防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

(契約の失効)

第19条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。

- (1) 電気工作物が廃止されたとき。
 - (2) 電気工作物について電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第52条第2項の承認を取り消されたとき。
 - (3) 電気工作物が一般電気工作物となったとき。
 - (4) 需要設備の受電電圧が7000ボルトを超えるものとなった場合
 - (5) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えるものとなった場合
- 2 前項の規定によりこの契約がその効力を失った場合においては、甲及び乙は、相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙



絶縁監視装置の運用

甲の事業所に設置する絶縁監視装置による監視業務について、次のとおり運用処理するものとする。

1 絶縁監視装置の設備等

- (1) 乙は、甲の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」(自動通報方式)という。)を設置して常時監視するものとする。
- (2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとする。
- (3) 絶縁監視装置及びその設置又は撤去工事要する費用は乙の負担によるものとする。
- (4) 絶縁監視装置の保守は乙が行うものとしその費用は乙が負担するものとする。
- (5) 甲は、乙の絶縁監視装置の取り外し又は移設、修理は行わないものとする。
- (6) 絶縁監視装置の警報を甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に自動通報する場合の電話料は、甲の負担とする。

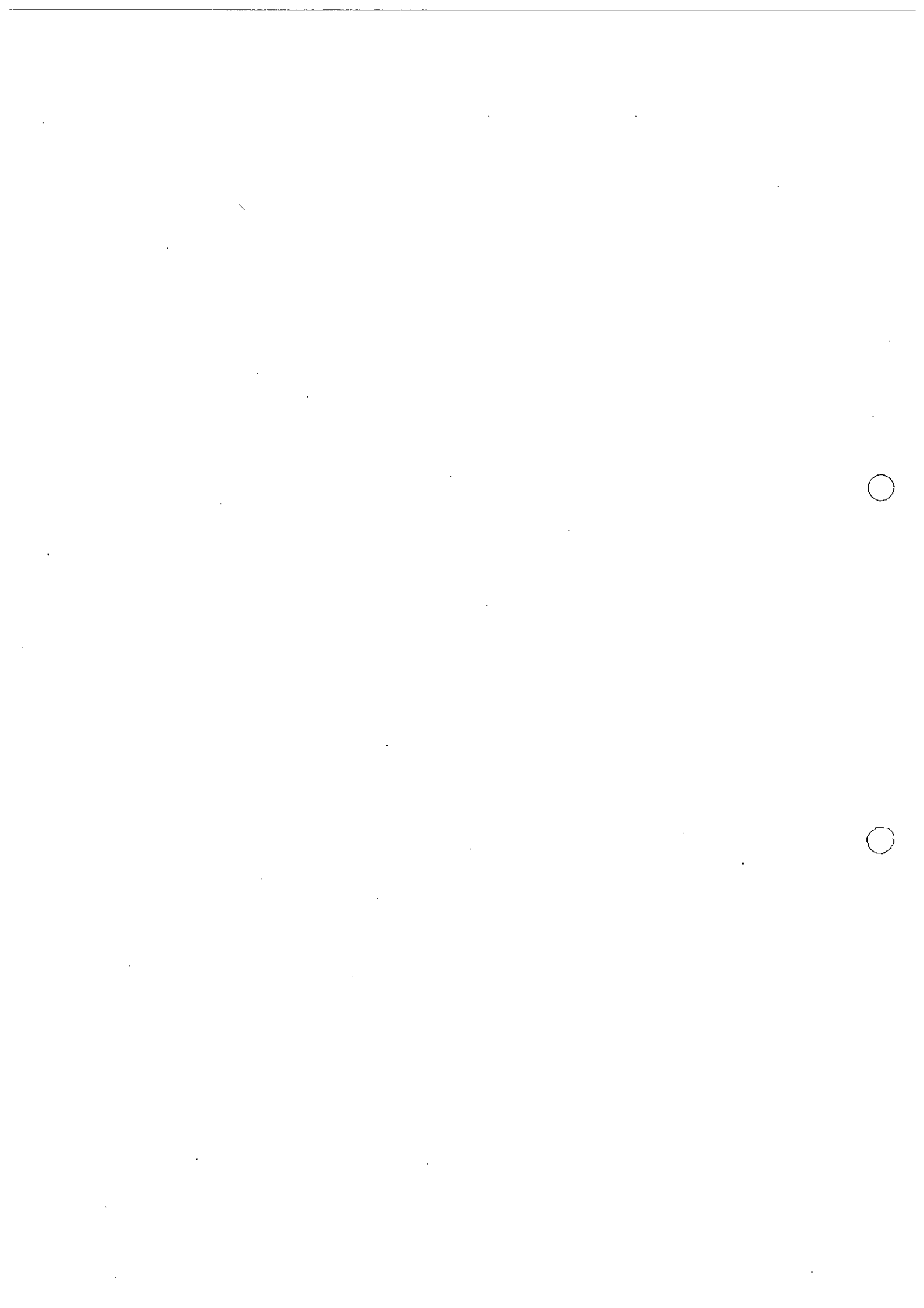
2 警報受信時の応動体制

乙は、絶縁監視装置、警報を自動受信した場合は、甲の事業所に連絡し、当該電気工作物の使用状態を確かめるとともに、必要に応じ点検を行うものとする。

3 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、乙協議のうえ契約期間内でもこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 資源エネルギー庁の通達の「維持及び運用が比較的容易な電気工作物の要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する場合等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合。



点検内容及び特記事項

- ① 月次点検を、次のイからハまでに掲げる要件に従って行うこと。
- イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。
- (イ) 点検項目
- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - (b) 電線と他物との離隔距離の適否
 - (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - (d) 接地線等の保安装置の取付け状態
- (ロ) 対象設備等
- (a) 引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)
 - (b) 受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)
 - (c) 受・配電盤
 - (d) 接地工事(接地線、保護管等)
 - (e) 構造物(受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等)・配電設備
 - (f) 発電設備(原動機、発電機、始動装置等)
 - (g) 蓄電池設備
 - (h) 負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)
- ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。
- (イ) 電圧値の適否及び過負荷等
電圧、負荷電流測定
- (ロ) 低圧回路の絶縁状態
B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定
- ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。
- ② 年次点検を、月次点検に係る①の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。
- イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記②ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)
- ロ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。
- (イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
- (ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。
- (ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
- (ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。
- (ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。
- ③ 工事期間中は、上記①イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。
- ④ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。
- イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

- ⑤ 事故・故障発生時に、次のイからホまでに掲げる処置を行うこと。
- イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
 - ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
 - ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。
 - ニ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。
- ⑥ 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行うこと。
- イ 電気管理技術者又は保安業務担当者等(以下「電気管理技術者等」という。)が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(イ)から(ニ)までに掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。
 - (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)
 - (a) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - (b) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (c) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
 - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
 - (ロ) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(a)から(e)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)
 - (a) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - (b) 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
 - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - (d) 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
 - (ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
 - (ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
 - ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
 - ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録(当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。)を確認及び保存する。
 - ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中(以下単に「工事期間中」という。)の点検、月次点検(規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。)及び年次点検(主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。)を行う。
 - ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

電気工作物の点検結果報告書 ＜月次点検／需要設備＞

様

一般財団法人 北海道電気保安協会
滝川事業所

ご 確 認	
-------------	--

TEL 0125-22-2050
FAX 0125-23-6132

いつも当協会をご愛顧くださりましてありがとうございます。
本日、月次点検を実施しましたのでご報告いたします。

お客さま番号		お立会者	
事業場名称			
点検年月日	年 月 日 ()	点検時間	時 分 ~ 時 分
需要設備容量	kVA 受電電圧	V	予備発総容量
作業責任者	作業者		

点検結果

○：良好 △：更新推奨 ×：不適合、推奨

点検箇所	引込設備			受電設備															配電設備					
	引込線路	負荷開閉器	高圧キャビネット	断路器	負荷開閉器・高圧カットアウト	遮断器	計器用変成器	零相変流器	変圧器	進相用コンデンサ	直列リアクトル	避雷器	高圧母線等	保護継電器	指示計器等	表示装置	低圧開閉器	低圧遮断器		低圧配線	接地装置	その他機器	構造物等	その他
結果																								

点検箇所	負荷設備				非常用予備発電装置					蓄電池設備					
	機器	配線	開閉器・遮断器	接地装置	その他	原動機	発電機	始動用設備	制御装置等	接地装置	構造物等	蓄電池	充電装置	接地装置	構造物等
結果															

取引電力量計指示記録

()	計量確定日	日	最大電力(kW)		力率(%)
()	計量確定日	日	最大電力(kW)		力率(%)

受電盤等の測定記録

設備	電圧(V)			電流(A)		
	R-S	S-T	T-R	R	S	T

●受電設備

変圧器の測定記録

設備	容量(kVA) ×台数	2次定格 電流(A)	用途	2次電圧(V)			2次電流(A)			デマンド 電流(A)	涌れ 電流 (mA)
				R-S	S-T	T-R	R	S	T		

●非常用予備ディーゼル発電設備

非常用予備発電装置点検記録

起動試験	電圧(V)	燃料残(%)	潤滑油・油圧	冷却水	周波数	運転時間 累計(h)	判定

起動用蓄電池点検記録

型式	浮動充電電圧 (V)	蓄電池電圧 (V)	液面・比重	触媒栓 有効期限	蓄電池取替 推奨時期	判定

●蓄電池設備

蓄電池設備点検記録

型式	浮動充電電圧 (V)	蓄電池電圧 (V)	液面・比重	触媒栓 有効期限	蓄電池取替 推奨時期	判定

点検結果記事

保安業務担当者



電気工作物の試験結果記録書 <年次点検（停電）/需要設備>

様

一般財団法人 北海道電気保安協会

滝川事業所

TEL 0125-22-2050

FAX 0125-23-6132

貴事業場の電気工作物の試験および点検を実施しましたところ、次のとおりの試験結果でありましたので、ご報告いたします。

お客さま番号			お立会者				
事業場名称							
点検年月日	年 月 日 ()	点検時間	時 分 ~ 時 分	天候			
需要設備容量	kVA	受電電圧	V	予備発総容量	定格電圧		
作業責任者			作業者				

記事

保安業務担当者

受電設備の測定試験記録

<キュービクル>

高圧配線絶縁抵抗測定

実施年月日 年 月 日

測定対象	測定値(MΩ)								判定
	一括-E	シー-E	R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R	
		-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	

接地抵抗測定記録

実施年月日 年 月 日

測定対象	種別	規定値(Ω)以下	測定値(Ω)	判定
	種			
	種			
	種			

地絡方向継電器試験

実施年月日 年 月 日

回路名				運動・表示	総合判定
構内区分開閉器用					
試験条件	*1	Vo			
	*2	Io			
	*3	Io			
	*4	Io位相			

動作電流試験 (試験条件: *1, *4)

整定値(A)	整定値	-	-	-	-	-	判定
	動作値	-	-	-	-	-	

動作電圧試験 (試験条件: *2, *4)

整定値(%)	動作値(V)	復帰値(V)	判定
	-	-	-

位相特性試験 (試験条件: *1, *3)

位相角(度)		判定
遅れ	進み	
-	-	-

動作時間試験 (試験条件: *1, *4)

整定値(秒)	130%(秒)	400%(秒)	判定
	-	-	-

テストボタン

蓄勢試験

-

-

過電流継電器試験

実施年月日 年 月 日

回路名	連動・表示	総合判定

相	整定値(A)	動作値(A)	判定
R		-	
T	-	-	

相	整定値(A)	動作値(A)	動作時間(秒)	判定
R		-	-	
T	-	-	-	

相	整定値 (V ⁺)	200%(秒)	300%(秒)	500%(秒)	700%(秒)	判定
R		-	-	-	-	-
T	-	-	-	-	-	-

相	整定値 (V ⁺)	200%(秒)	300%(秒)	500%(秒)	700%(秒)	判定
R	-	-	-	-	-	-
T	-	-	-	-	-	-

<非常用予備ディーゼル発電設備>

接地抵抗測定記録

実施年月日 年 月 日

測定対象	種別	規定値(Ω)以下	測定値(Ω)	判定
	種			

発電設備の測定試験記録

<非常用予備ディーゼル発電設備>

発電設備絶縁抵抗測定

実施年月日 年 月 日

測定対象	回路電圧(V)	測定値(MΩ)							判定
		--括-E	R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R	
			-	-	-	-	-	-	

始動・停止試験

実施年月日 年 月 日

試験回数	蓄電池電圧(V)			判定
	前	後	降下分	
-	-	-	-	-

シーケンス試験

実施年月日 年 月 日

自動起動	停電	→	機関始動	→	電圧確立	→	電源切替	判定
	秒		秒		秒		秒	
自動停止	復電	→	機関停止	→	電源切替	→	機関復帰	判定
	秒		秒		秒		秒	

警報装置試験

実施年月日 年 月 日

装置	判定
停止警報装置	-
異常警報装置	-

保護装置試験

実施年月日 年 月 日

保護装置	整定値	動作値	警報	遮断器開放	機関停止	判定
潤滑油圧力低下						
冷却水温度上昇						
起動渋滞						
過電流						

負荷設備の測定試験記録

低圧絶縁抵抗測定

実施年月日 年 月 日

低圧配線・機器絶縁抵抗測定

実施年月日 年 月 日

測定対象	回路電圧 (V)	測定値(MΩ)							判定
		一括-E	R-E	S-E	T-E	R-S	S-T	T-R	
			-	-	-	-	-	-	
			-	-	-	-	-	-	

使用測定器・試験器一覧表

測定試験名	測定器名称	型式	製造者	製造番号	校正試験日

消防用設備等検査契約書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは甲の保有する消防用設備等(以下「設備」という。)の検査に関し次のとおり契約を締結する。

第1条 契約対象設備の所在地及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 砂川市北光401番地の1及び砂川市北光496番地の25
- (2) 名称 北海道子どもの国・体験活動支援施設ネイパル砂川施設内消防用設備

第2条 契約対象設備は別表のとおりとする。

第3条 契約期間は、次のとおりとする。

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月 31日まで

第4条 点検実施月は、次のとおりとする。

機能点検(11月) 総合点検(5月)

第5条 契約金額 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

内訳	機能点検料金1回	円(消費税 円を含む)
	総合点検料金1回	円(消費税 円を含む)

第6条 支払い方法 各回点検完了後支払うものとする。

第7条 設備機能保全のため、次の事項を協定する。

- (1) 乙は設備の機能保全のため、定期的に専門の技術員を派遣して点検する。
- (2) 乙が行う点検の技術基準は、昭和50年10月16日消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び甲が別に定める「防火戸点検票」によるものとする。
- (3) 点検の日時は、甲乙協議の上決定し、乙は点検を完了したときは、消防用設備等点検結果報告書(以下「点検報告書」という。)を作成し甲に提出するとともに、防火管理維持台超帳に点検結果及び措置内容を記録するものとする。
- (4) 前項の点検報告書の様式は、平成16年5月31日消防庁告示第9号によるものとし、点検報告書に添付する点検票は、昭和50年10月16日消防庁告示台14号によるものとする。
- (5) 前項の点検の結果、設備の不備不調と認められる事項については甲乙協議の上速やかに処置する。
- (6) 甲は常に設備が正規の状態にあることを監視し、火災その他により作動した場合及び事故を発見した場合は、遅滞なく乙に通知し、乙は速やかに適宜の処置をする。
- (7) 甲が設備の全部又は一部の変更、撤去、又は修理及び設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を実施する時は、あらかじめ乙に通知し、甲乙協議して設備の保全に当たる。
- (8) (5)・(6)又は(7)の号実施に要する費用は、別途精算とする。
- (9) 第2条記載の機器の種類、数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ点検料金を改定することができる。

第8条 本契約に基づく点検作業中に、明らかに乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に与えた身体並びに財物上の損害については、乙が次により賠償の責めに任ずるものとする。

- (1) 甲は明らかに乙の責に帰すべき事由により損害を被った場合又はその事実を知った時は、速やかに乙に書面で通知するものとし(5日以内)、甲が右通知を怠った場合、乙は甲に対し賠償の責めを免れるものとする。
- (2) 乙は客観的に認められる損害証明に基づき、賠償の責に任ずるものとし、その限度額は身体上の損害については、一事故につき金4億円、財物上の損害については、一事故につき金2億円の限度内で支払いするものとする。

- (3) 乙は直接間接を問わず、次の事由に起因する損害については、賠償の責めを免れる。
- (イ) 天災地変、その他不可抗力による場合
 - (ロ) 甲の所有又は管理する建造物、施設等自体の瑕疵、若しくは、管理上の過失に基づく場合
 - (ハ) 乙が本契約に基づき検査する消防設備に対する、甲又は第三者の故意過失による場合

第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

第10条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をしないうちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
 - (2) 乙又はその代理人から契約解除の申し出があった場合
- 2 前項第1号又は第3号の規定により、この契約が解除された時は、乙は甲に対し、甲乙協議して定めた額を賠償金として支払わなければならない。
- 3 乙は第1項第2号の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害賠償を請求しないものとする。

第11条 甲はこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、当該審議の取消の訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

第12条 乙は、この契約に関して、第11条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第5条に規定する契約金額総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の契約金額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

第13条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する売買代金請求権その他の債券と相殺することができる。

第14条 この契約の締結及び点検料の支払いに要する費用は、乙の負担とする。

第15条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

対 象 設 備 (子どもの国)

	検査対象物	機能点検	総合点検(消 火器、誘導 灯、標識は機 能点検)
消 火 器	公園管理棟 YA-10ER(加圧式粉末) 6台 YA-20R(加圧式粉末) 3台 ピラミッド YA-10R(加圧式粉末) 1台 YK-6(蓄圧式強化液) 1台 キャンプ場 YA-20RX(加圧式粉末) 3台	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
自 動 火 災 報 知 設 備	予備非常電源(Ni-CdDC24V) 蓄電池設備一式 受信機 P型2級 4/5回線 受信機 P型2級 2個 標識 表示灯 2個 音響装置 DC24V 150φ 3個 感知器 感知器 スポット型感知器(差動式) 21個 " (定温式) 7個 煙感知器 光電式 3個 配線点検 絶縁測定 一式	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
漏 電 火 災 警 報 機	受信機 変流器 音響装置 " 音量測定 配線 絶縁測定	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
非 常 警 報 設 備	予備非常電源(Ni-CdDC24V) 蓄電池設備 一式 放送設備 起動装置(押ボタン等) 1個 増幅器 増幅器出力 140W スピーカー回線 4/5回線 スピーカー 12個 配線点検 絶縁測定 一式	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	避難はしご 1台	○	○
	誘導灯・誘導標識		
	誘導灯(管理棟) 7個	○	○
	誘導標識(ピラミッド内) 2枚	○	○

対象設備 (ネイバル砂川)

	検査対象物	機能点検	総合点検
消火器			
	28本	○	○
屋内消火栓設備	ポンプ TS-1005×35-M11 (電動機 ED70-NNRW) (加圧送水装置 100A×710L/min×54m×11kw)	○	○
	制御装置 壁掛型	○	○
	起動装置 直接操作 1台 遠隔操作 5台	○	○
	呼水装置 1.35L	○	○
	配管 バルブ・ろ過装置・逃し配管 一式	○	○
自動火災報知設備	予備非常電源 (Ni-CdDC24V) 蓄電池設備一式	○	○
	受信機 P型1級 16/20回線	○	○
	発信機 P型1級 5個	○	○
	音響装置 DC24V 150φ 6個	○	○
	感知器 熱感知器 スポット型(差動式2種) 103個	○	○
	" " (定温式1種) 15個	○	○
	" " 分布型(空気管式2種) 4個	○	○
	煙感知器 スポット型(イオン化式2種) 7個	○	○
配線点検 絶縁測定 一式		○	
非常警報設備	非常電源 内蔵型(Ni-CdDC24V)	○	○
	起動装置 押ボタン	○	○
	増幅器 AC100V 一式	○	○
	スピーカー 壁掛型 45個	○	○
	配線点検 絶縁測定 一式		○
避難器具	避難はしご	○	○
誘導灯	避難口誘導灯 大型1個 中型6個 小型5個	○	○
	通路誘導灯 中型8個	○	○
自家発電機	原動機 NTAKL-SEK 18KVA	○	○
	発動機 2T90L	○	○
	蓄電池 HS-120-6E キュービクル式	○	○
	充電装置 NRF-180R	○	○
防排煙設備	予備電源 内蔵型(Ni-CdDC24V)		○
	遠動制御盤 5/6 DC28V		○
	自動起動装置 感知器 光電式 6個		○
	防火戸 4個		○
	防火ダンパー 3個		○



消防用設備等検査実施要領

(案)

1 契約対象設備の所在地及び名称

- (1) 所在地 砂川市北光401番地の1及び砂川市北光496番地の25
- (2) 名称 北海道子どもの国・ネイパル砂川施設内消防用設備

2 契約対象設備は、別表のとおりとする。

3 契約期間 令和5年4月1日か～令和6年3月31日

4 点検実施月 11月 機器点検 5月 総合点検

5 業務内容

- (1) 設備の機能保全のため、定期的に専門の技術員を派遣して点検する。
- (2) 点検の技術基準は、昭和50年10月16日消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」及び別に定める「防火戸点検票」によるものとする。
- (3) 点検を完了したときは、消防用設備等点検結果報告書（以下「点検報告書」という。）を作成し提出するものとする。
- (4) 前項の点検報告書の様式は、平成16年5月31日消防庁告示第9号によるものとし、点検報告書に添付する点検票は、昭和50年10月16日消防庁告示第14号によるものとする。
- (5) 前項の点検の結果、設備の不備不調と認められる事項については速やかに報告または軽微なものについては処置する。

6 その他

実施要領に定めのない事項は、協議の上決定する。



防火戸点検票 (その1)

点検項目		点検結果			措置内容
		種別容量等の内容	判定	不良内容	
内非常電源 予備電源 型源	外形				
	表示				
	端子電圧				
受信機	周囲の状況				
	外形				
	警戒区域の表示				
	電圧計				
	スイッチ類				
	ヒューズ類				
	音響装置 作動状況				
感知器	外形				
	機能障害				
	作動状況				
防火戸	外形				
	温度ヒューズ				
	作動状況				
防火ダンパー	外形				
	温度ヒューズ				
	風洞				
	作動状況				
防火シャッター	外形				
	作動状況				
垂れ盤	外形				
	作動状況				
排煙口	外形				
	作動状況				
非常錠	外形				
	作動状況				
常用電源	閉閉器の表示				
	閉閉器 (遮断器)				
空調・ボイラー設備 その他連動停止設備		----- ----- -----			



防火戸点検票 (その2)

回路No	回路名称	感 知 器	防 火 戸	防 火 ダ ン パ ー					判 定	措 置 内 容
合 計										
備 考										



専用水道水質検査業務委託契約書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、水道法第20条第1項における水質検査業務の委託について、次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、北海道子どもの国専用水道にかかる専用水道水質検査業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の専用水道水質検査業務実施要領(以下「要領」という。)により委託業務を誠実に履行しなければならない。

(委託料)

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等」という。)金 円)を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

2 甲は、乙に対し前項各号の試験以外に臨時の水質検査を依頼することができるものとし、その場合、甲は別途手数料を乙に支払うものとする。

(採水及び検体の乙への搬入)

第4条 検査に係る採水は原則として乙が実施するものとする。ただし、甲が採水し乙の指定する第三者機関による検体の搬入を行うこともできることとする。なお、第三者機関による搬入に係る運賃等は乙の負担とする。

(委託期間)

第5条 委託期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、第4条ただし書きによる検体の搬入に係る業務以外の委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、請負わせてはならない。

(業務担当員)

第8条 甲は、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者及び検査等担当技術者を定め項に通知するものとする。業務処理責任者又は検査等担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 前項の業務処理責任者と検査等担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(分析結果の報告)

第10条 乙は、甲から委託業務について必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うとともに、分析結果を提出するものとする。

(所有権の移転)

第11条 分析結果の所有権は、前条の報告を完了した時、甲に移転するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第12条 乙は、第10条の規定により報告を完了後、甲に対し委託料の支払の請求を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
- 4 委託料の支払場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一つに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイバル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。
- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。
- 4 前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、乙に支払うものとする。
- 5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(賠償金)

第15条 第13条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第3条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は第13条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

- 3 第13条第3項又は同条第5項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 甲又は乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し契約の相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第16条 乙は、この契約に関して、第14条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第3条に規定する委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第14条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙及びその使用するものは、委託業務の処理により得た結果を甲の承認を受けないで公表してはならない。

(管轄裁判所)

- 第18条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

- 第19条 この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙



委託料業務別内訳

(円)

区分	単位	数量	単価	金額
9項目検査	回	5		
11項目検査	"	3		
25項目検査	"	3		
31項目検査	"	1		
計				

※金額には消費税及び地方消費税相当額を含んでおりません。



専用水道水質検査業務実施要領

1 定期検査

水道法第20条第1項の規定に基づき実施する定期の水質検査であり、同法施行規則第15条第1項第3号の規定に基づき、実施する検査項目及びその回数等は次のとおりとする。

なお、検査方法については平成15年厚生労働省告示第261号に規定する検査方法とする。

(1) 検査の種類

検査の種類は9項目検査、11項目検査、24項目検査、47項目検査の4種類とする。

(2) 検査項目、回数及び実施月等

種類毎の検査項目、回数及び実施月は別紙のとおりとする。

(3) 採水場所

採水場所は北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川厨房内の給水栓とし、採水日については業務担当員と協議の上それぞれ定めるものとする。

(4) 採水の方法

採水は、必要な事前処理等を実施済みである乙の通常使用する容器を用い、原則として乙の職員が採水を行うものとする。ただし、水道法に規定する採水から検査までの制限時間を順守できると認められる場合に限り、乙の容器を用いて甲の職員による採水も行うことができるものとする。

(5) 試料の運搬

資料の運搬に当たっては、原則として、乙の職員が乙の検査場まで運搬するものとする。ただし、甲の職員による採水を行うとした場合は、乙の職員が甲の事業所において試料を引き取り乙の検査場へ運搬するか、又は、第三者へ運搬を全て委託するかを乙が選択できるものとする。

なお、試料の運搬に係る費用は乙の負担とする。

2 臨時検査

甲は、次の事項に該当するときは、乙に対し臨時の水質検査を依頼することができる。

(1) 定期検査の結果が、法令等で定める基準に満たない判定結果であることが判明したとき。

(2) 甲の所在地を管轄する保健所長から再検査又は臨時の検査を行うよう指導があったとき。

(3) その他甲が必要と認めたとき。

3 水質試験(検査)の結果報告

乙は、定期及び臨時の水質検査を行ったときは、検査結果判明後遅滞なくその試験成績書(別記様式に準じた様式)により、甲へその結果を報告しなければならない。

4 その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

浄水水質検査結果書

採水年月日			
採水地点			
採水者	(所属)		
気温 水温 一般細菌 大腸菌 ⋮ (検査項目を記載)	(検査結果を記載)	(検査項目を記載) ⋮	
		判定	
検査期日	年 月 日 ~ 年 月 日		
検査機関			
検査責任者			

(注) 1 上記に記載した項目以外の記載を省略した項目に係る水質検査結果についても記載すること。

2 定量試験(検査)を実施した項目については、必ず数値で記入し、検出限界を下回る場合は、検出限界を数値で示し、「〇〇未満」又は「<〇〇」と表示すること。

3 判定欄には、「上記水質項目については、水質基準に適合」あるいは「〇〇については、水質基準に不適合」と記入すること。

4 検査報告書には、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書を含めること。

専用水道水質検査実施要領

別紙

No	検査項目	月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	水銀及びその化合物						●						
5	セレン及びその化合物						●						
7	ヒ素及びその化合物						●						
9	亜硝酸態窒素						●						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●				●			●			●
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素						●						
12	フッ素及びその化合物						●						
13	ホウ素及びその化合物						●						
15	1・4-ジオキサン						●						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						●						
17	ジクロロメタン						●						
18	テトラクロロエチレン						●						
19	トリクロロエチレン						●						
20	ベンゼン						●						
21	塩素酸		●				●			●			●
22	クロロ酢酸		●				●			●			●
23	クロロホルム		●				●			●			●
24	ジクロロ酢酸		●				●			●			●
25	ジブロモクロロメタン		●				●			●			●
26	臭素酸		●				●			●			●
27	トリハロメタン		●				●			●			●
28	トリクロロ酢酸		●				●			●			●
29	ブロモジクロロメタン		●				●			●			●
30	ブロモホルム		●				●			●			●
31	ホルムアルデヒド		●				●			●			●
32	亜鉛及びその化合物						●						
33	アルミニウム及びその化合物		●				●			●			●
34	鉄及びその化合物		●				●			●			●
35	銅及びその化合物						●						
36	ナトリウム及びその化合物						●						
37	マンガン及びその化合物						●						
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)						●						
40	蒸発残留物		●				●			●			●
41	陰イオン界面活性剤						●						
42	ジェオスミン				●	●	●	●					
43	2-メチルイソボルネオール				●	●	●	●					
44	非イオン界面活性剤						●						
45	フェノール類						●						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	検査項目数	9 項目	24 項目	11 項目	11 項目	47 項目	11 項目	9 項目	24 項目	9 項目	9 項目	24 項目	9 項目

※ No1は、水質基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第15号)の表の上欄に掲げる番号であること。

記載のない検査項目については、過去の検査結果(実績)から検査を省略していること。



委託契約書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と 中央ビルメンテナンス株式会社(以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、子どもの国機械警備業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の子どもの国機械警備業務実施要領(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として 金5,049,000円(うち消費税及び地方消費税相当額金459,000円)(月額及び年度毎の金額は別紙のとおり。)を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙に対して毎月15日(当該日が銀行の休日である場合はその翌営業日)までに前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(業務担当員等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について、必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

2 乙は、委託業務の処理のため警備員を派遣するときは、次の各号の定める要件を具備した警備員を派遣するものとする。この場合において、警備員を1つの区域に2名以上を派遣する場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

(1) 成人の男子であること。

(2) 心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。

- (3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。
- (4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。
- 3 乙は、前項の規定により派遣すべき警備員及び主任者を定めたときは、遅滞なく甲に住所等詳細を通知しなければならない。警備員又は主任者に異動のあった場合も、同様とする。
- 4 乙は、警備員に常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。
- 5 乙は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

- 第10条 甲は、業務処理責任者又は乙が派遣した警備員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。
- 2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(警備機器の設置)

- 第11条 乙は、警備上必要と認められる防犯機器及びこれらに付随する一切の設備(以下「機器」という。)について、次のとおり設置するものとする。
- (1) 機器等については、別添図面のとおりに設置するものとし、乙の所有に属するものとする。
 - (2) 機器等の設置に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 乙は、いたく期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに機器等を取り外さなければならない。ただし、機器等の撤去に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 委託業務を遂行する上で必要な機器等に係る保守及び点検等の費用は、乙の負担とする。
- 4 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。

(報告義務)

- 第12条 乙は、毎月、前月分の業務実施結果を、甲の指定する書式により、速やかに甲又は業務担当員に報告しなければならない。
- 2 乙は、次の各号の掲げる事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。
- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
 - (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
 - (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

- 第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。
- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
 - (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、甲と北海道及び北海道教育委員会とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を締結することができない場合、又は同協定を締結後解除された場合は、この契約を解除できる。

- 3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項又は前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条の規定により、乙に支払うものとする。

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

第15条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

(損害賠償)

第16条 第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料総額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第14条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求できないものとする。
- 3 第14条第3項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第16条の2 乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第8項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙 札幌市東区北7条東4丁目1番地
中央ビルメンテナンス株式会社
代表取締役社長 加藤 幸嗣

滝川市花月町3丁目4番7号
代理人 中央ビルメンテナンス株式会社空知事業部
常務執行役員空知事業部長 田村 晴博

月額及び年度毎の金額

年度	月	月額	年度計
令和4年度 (2022年度)	4月分	金18,000円	金918,000円
	5月分～10月分	金135,000円	
	11月分～3月分	金18,000円	
令和5年度 (2023年度)	4月分	金18,000円	金918,000円
	5月分～10月分	金135,000円	
	11月分～3月分	金18,000円	
令和6年度 (2024年度)	4月分	金18,000円	金918,000円
	5月分～10月分	金135,000円	
	11月分～3月分	金18,000円	
令和7年度 (2025年度)	4月分	金18,000円	金918,000円
	5月分～10月分	金135,000円	
	11月分～3月分	金18,000円	
令和8年度 (2026年度)	4月分	金18,000円	金918,000円
	5月分～10月分	金135,000円	
	11月分～3月分	金18,000円	
計			金4,590,000円

※ 金額は、消費税及び地方消費税相当額を含みません。



子どもの国機械警備業務実施要領

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)が発注し、中央ビルメンテナンス株式会社(以下「乙」という。)が請ける子どもの国機械警備業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況により、業務上必要と認められる業務については、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1 機械警備

(1) 警備場所

北海道子どもの国管理事務所 砂川市北光 401 番地の 1

(2) 警備方法

乙は、甲が指定する物件に警報機器を設置し、業務提供中、警報機器により感知される異状の有無を警備本部において自動的に表示する機械警備をなし、また当該機械設備の正常作動を本部において確認することができるシステムを設置するものをいう。

(3) 警備基準時間

- ① 4月1日から11月20日頃まで
17時30分から翌朝8時45分まで
- ② 11月20日頃から翌年3月31日まで
8時45分から翌朝8時45分までの終日

(4) 警備実施時間

前記警備基準時間内において、警備対象施設が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

(5) 警報装置及び設置場所

- ① 警備に必要な警報装置の種類、数量及び設置場所については、概ね別紙1「子どもの国機械警備業務警報装置等配置図」のとおりとするが、乙は警報装置の種類、数量及び設置場所について増設が必要と認める場合は、甲の承認を受け増設することができる。この場合、増設に係る費用は甲の負担とする。
- ② 乙は、設置する警報装置の種類、数量、設置場所を決定した後は、「警報装置施工図」を作成し、速やかに、甲又は業務担当員に提出するものとする。警報装置の種類、数量及び設置場所を変更した場合も同様とする。

(6) 警備内容

- ① 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
警備対象施設に異常事態が発生したことを受信したときは、速やかに警備員を急行させ、異常事態拡大の防止にあたること。
- ② 事故確認時における通報及び連絡
異常事態発生時、警備対象施設に到着した警備員は異常事態を確認後、直ちに別紙の連絡系統図により連絡し指示を受けるほか、必要な体制を整えること。

(7) 警備開始時における取り扱い

- ① 甲における取り扱い
ア 甲の最終退庁者は、防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各種警報機器の正常な状態を確認するものとする。
イ 最終退庁者は、警報装置を警戒開始の状態にセットした後、一定時間内に退庁口を施錠し、退庁する。
- ② 乙における取り扱い
警備本部は、甲の最後の退庁者の警報装置の操作により自動的に表示される警戒開始の信号を確認し、警備を開始する。

(8) 警備終了時における取り扱い

① 甲における取り扱い

甲の最初の入庁者は、入庁後、一定時間内に警報装置を警戒解除の状態にセットする。

② 乙における取り扱い

警備本部は、甲の最初の入庁者の警報装置の操作により自動的に表示される警戒解除の信号を確認し、警備を終了する。

(9) 保険の加入

① 賠償責任保険

乙は、本警備業務実施中において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合に適用する保険に加入しなければならない。

② 盗難保険

乙は、本警備業務実施中において、警備対象施設内の甲が管理する現金及び什器・備品等の盗難事故があった場合に、乙の賠償の責任の如何に関わらず保険が適用される、次の最低条件を満たす所要の保険に加入しなければならない。

なお、この保険加入と同時に担保される特約があり、かつ、その特約を付帯することによる保険料に変更が無いものについては、その加入を妨げないものとする。

保険の目的	保険金額	免責金額
什器・備品	1,000,000 円	1 事故につき 5,000 円
現金	1,000,000 円	なし

(10) 報告書

契約書第 12 条第 1 項に規定する報告書については、別記第 1 号様式によるものとし、要領(6)一①により、乙の警備員が警備対象施設の点検を実施した場合は、別記第 2 号様式により、速やかに甲へ提出するものとする。

2 巡回警備

(1) 警備方法

乙は、甲が指定する経路、期間及び時間帯において、乙の警備員が乙の所有する車輛を運転し、施設等の巡回警備を行うものとする。

(2) 巡回経路

別紙2「巡回経路図」のとおりとする。

(3) 巡回警備期間

毎年 4 月 29 日から 10 月 31 日までの毎日

(4) 巡回警備実施時間及び回数

① 実施時間は、防犯上の効果を考慮し、17 時 30 分から翌朝 8 時 45 分までの間のうち、毎日変更する乙の任意の時間とする。

② 回数は、前記①で規定する時間帯のうち 3 回とする。

(6) 警備内容

① 門扉の施錠確認

乙は、甲が指定する門扉の開閉操作又は施錠の確認を行うこと。

② 施設等の異常の確認

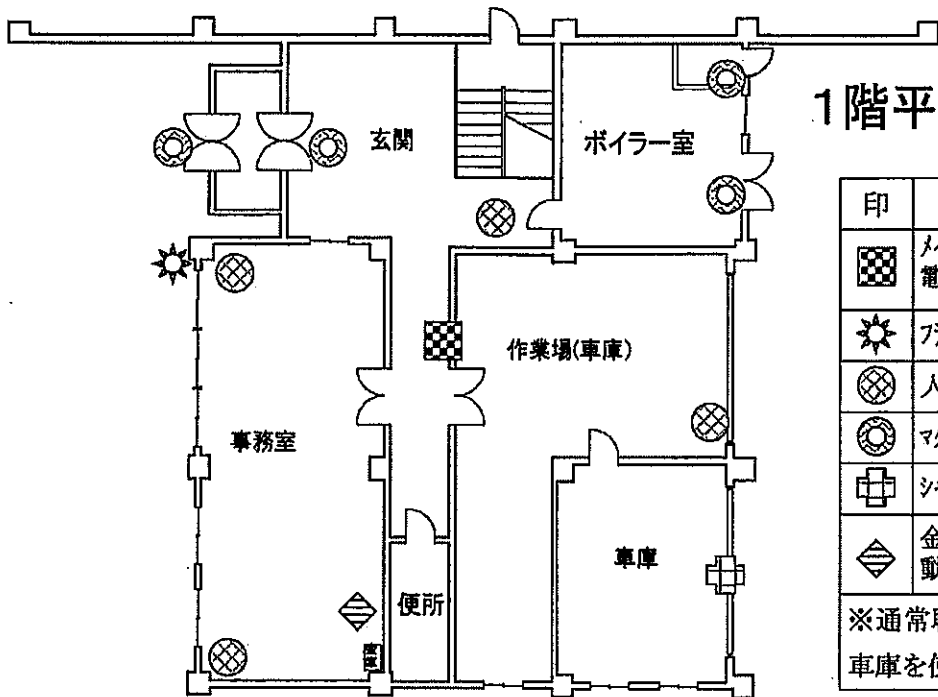
乙は、別紙 2「巡回経路図」に示された施設の異常の有無を目視により確認すること。

(7) 報告書

毎日 3 回目の巡回終了後、別記第 3 号様式により、速やかに甲へ提出するものとする。

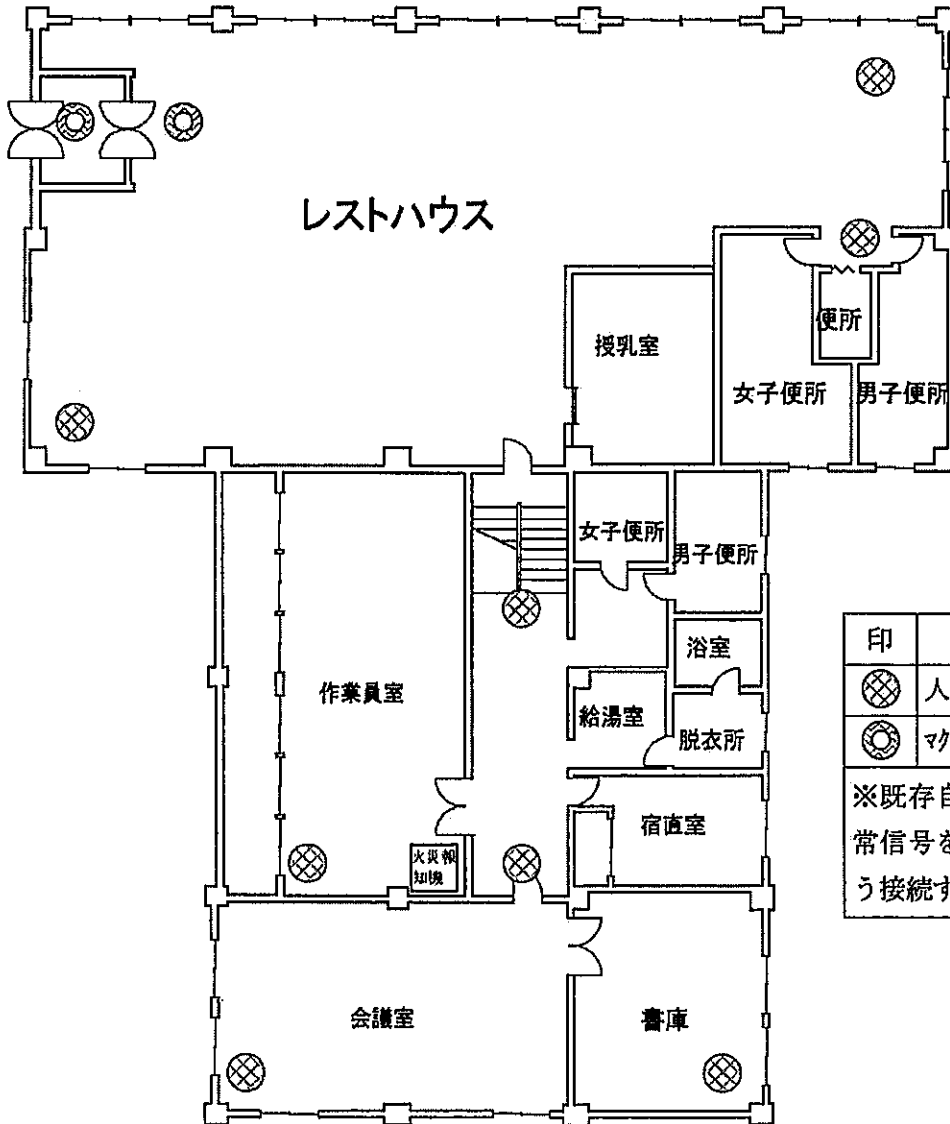
3 その他

この仕様書に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。



印	設置機器	数量	備考
☒	メインコントローラユニット 電話通報装置等含む	1	
☀	フラッシュライト	1	
⊗	人感センサー	4	
⊙	マグネットセンサー	4	
⊕	シャッターセンサー	1	
◇	金庫センサー(含む振動センサー)	1	

※通常職員の出入は事務所裏側の車庫を使用していること。



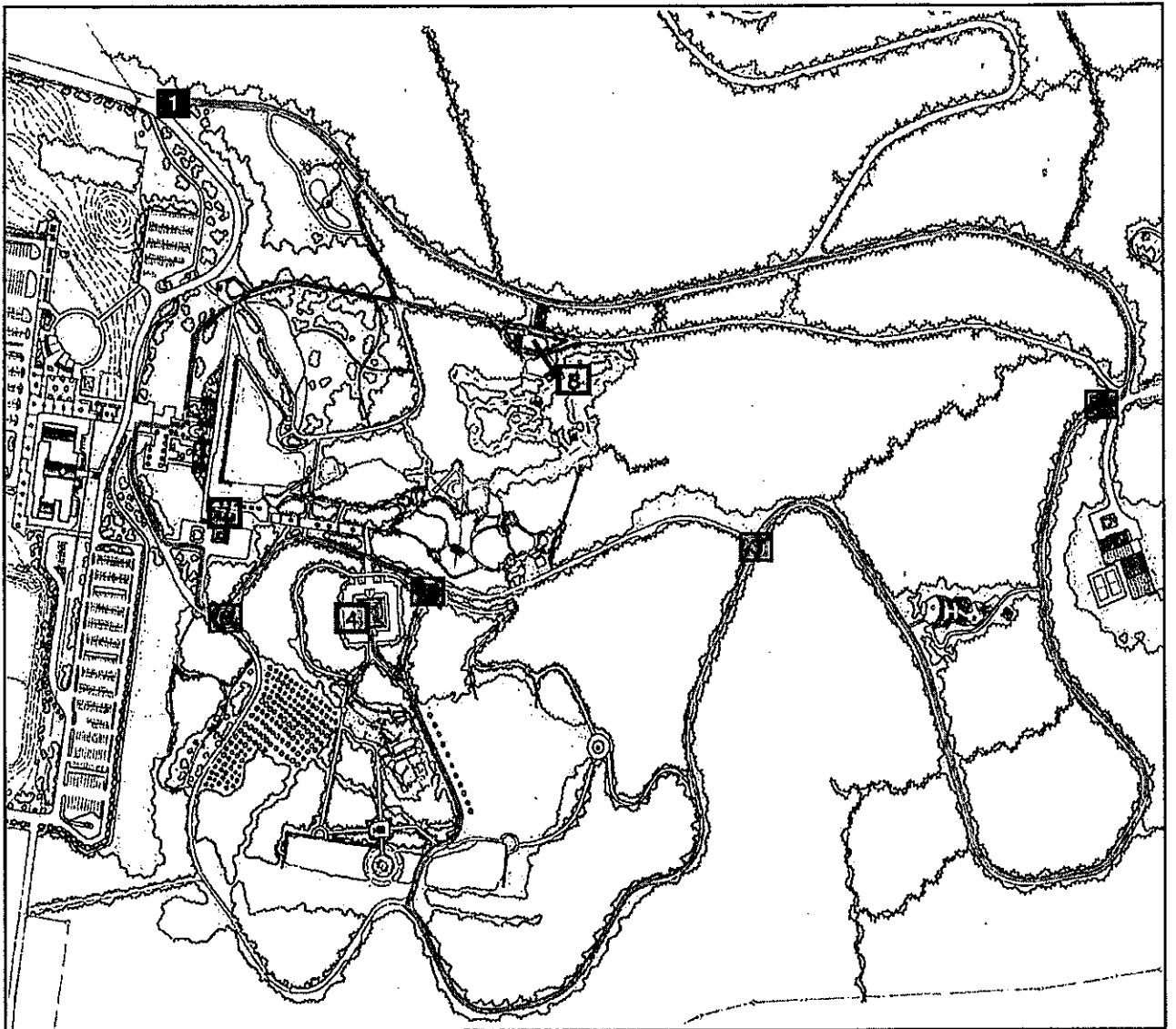
印	設置機器	数量	備考
⊗	人感センサー	8	
⊙	マグネットセンサー	2	

※既存自動火災通報装置からの異常信号を電話回線で通報できるよう接続すること。



巡回経路図

別紙2



- 巡回経路 ————
- 施錠確認ゲート等 ————
- 開閉確認ゲート ————
- 確認施設 ————

確認箇所及び実施事項	
番号(箇所)	実施事項
1	北口ゲート閉める
2	車止め確認
3	外周園路ゲート施錠確認
4	ピラミッド周辺確認
5	回転ゲート施錠確認
6	栗林ゲート施錠確認
7	管理事務所周辺確認
8	ヤッホーの森トイレ兼休憩所周辺確認



機械警備業務報告書(年 月分)

別記第1号様式

施設名 北海道子どもの国公園管理事務所

日にち・曜日	異常		処置内容
	有	無	
1 ()			
2 ()			
3 ()			
4 ()			
5 ()			
6 ()			
7 ()			
8 ()			
9 ()			
10 ()			
11 ()			
12 ()			
13 ()			
14 ()			
15 ()			
16 ()			
17 ()			
18 ()			
19 ()			
20 ()			
21 ()			
22 ()			
23 ()			
24 ()			
25 ()			
26 ()			
27 ()			
28 ()			
29 ()			
30 ()			
31 ()			
機械警備用 設備機器点検			

以上のとおり報告します。

年 月 日
(社名・代表者名)

点検報告書

別記第2号様式

施設名 北海道子どもの国公園管理事務所

対応年月日		年	月	日	曜日	対応者氏名		印
入庁時刻	発生場所				回路確認	設置機器		
時	分							
異常種別		原因				状態及び処置		
A 進入異常		1 進入						
		2 機器の操作ミス(警備開始・解除)						
		3 建具の不備(不完全閉鎖・開放)						
		4 小動物・虫等の感知						
		5 周囲の温度変化・風等による感知						
		6 その他						
B 火災異常		1 火災						
		2 虫・雨漏り等による感知						
		3 その他						
C 出動要請		1 警備開始・施錠、警備解除・開錠の依頼						
		2 その他						
D 設備異常								
E 機器異常								
F 非常通報								
G 停電異常								
H 通信回線の異常								
I その他		退庁時刻			時	分		

以上のとおり、報告します。

年 月 日

(社名・代表者名

印)

※上記の内容を具備する別途様式(受託者が使用する標準様式)による報告も可能とする

巡回警備報告書

別記第3号様式

実施日		年 月 日		警備員 氏名			
確認事項		1回目		2回目		3回目	
番号	実施事項	開始	時 分	開始	時 分	開始	時 分
1	北口ゲート閉める	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
2	車止め確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
3	外周園路ゲート施錠確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
4	ピラミッド周辺確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
5	回転ゲート施錠確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
6	栗林ゲート施錠確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
7	管理事務所周辺確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
8	ヤッホーの森トイレ兼休憩所確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
特記事項							

※ 確認し異常がなければ☑する。異常がある場合は該当箇所又は特記事項欄に記載する



委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、遊具点検業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の共通仕様書・ふしぎの森遊具点検仕様書及びヤッホーの森遊具点検仕様書(以下「仕様書」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和5年4月10日から令和5年9月30日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として 金 円(うち消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等」という。)) 金 円を乙の業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

2 甲は、乙に対して点検実施後の翌月15日(当該日が銀行の休日であるときはその翌営業日)までに前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第7条 甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及びその不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員又は代務者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第8条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第9条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から起算して10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(報告義務)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

(調査等)

第11条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例(平成16年北海道条例第89号)に基づく「北海道子どもの国・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第4条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第12条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。
- (3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第13条 第12条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

- 3 第12条第3項又は第5項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
 - 4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
 - 6 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
- 第13条の2 乙は、この契約に関して、第12条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料総額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の10分の1に相当する額を超えるとときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
 - 3 前2項の規定は、この契約の履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第14条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 鎌田 昌市

乙

委託料業務別内訳

(円)

区 分	単位	予定数量	単価
ピラミッド・ピラミッドファミリーゾーン 遊具点検	回	4回	
カタコンベ・フワフワドーム・森の迷宮アドベンチャーゾーン遊具点検	回	2回	
ヤッホーの森遊具点検	回	2回	

※金額には消費税等は含まれていません。

共通仕様書

1 適用

- (1) この仕様書は、北海道子どもの国が発注する維持管理業務に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。
- (3) 設計図書（仕様書を含む以下同じ）に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

- (1) 業務担当員とは、発注者から業務施工の監督権限を行使するものとして、請負業者に通知した者をいう。
- (2) 指示とは、業務担当員が請負業者に対し、書面で示し実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、請負業者が業務担当員に報告し、業務担当員が事前に了解することをいう。
- (4) 協議とは、業務担当員と請負業者が対等の立場で合議することをいう。

3 業務工程表

- (1) 請負業者は、あらかじめ業務実施に必要な工程（施工順序及び方法又は材料、主要機械の搬入配置計画等）を作成し、業務担当員に提出して承諾を得なければならない。
- (2) 工程表の様式は業務内容に応じた方式とする。
- (3) 業務担当員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画を提出しなければならない。
- (4) 業務に変更が生じたときは、その都度修正のうえ業務担当員に提出して承諾を得なければならない。

4 交通事故と労働災害の防止

- (1) 請負者は、委託業務の遂行に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。

5 業務完了の確認

- (1) 請負業者は、別に定める実施要領により委託業務を行い、その記録を業務旬報、業務写真にし、業務担当員に提出するものとする。
- (2) 請負業者は、業務の完了時に（数回に分かれる業務はその都度）社内検査等により業務終了の確認を行い、その結果を業務担当員に必要書類（完成届、点検結果報告書）をもって提出し、承認を得るものとする。

6 その他

委託契約書第6条第1項ただし書きにより再委託等の承諾を得ようとするときは、その委託する業者の所在地、代表者名、資本金、受注実績（受注先、受注金額）、従業員数、再委託の業務に係る主な設備等の概要を添えて承諾の申請をすること。

◎ 業 務 記 録 写 真 撮 影 要 綱

適 用

撮影は発注者が指定する箇所及び当然記録に残す必要があると思われる箇所について行わなければならない。

撮 影 方 法

1 撮影位置等の表示

- (1) 写真には業務名、撮影場所、業種を明記した黒板を入れて行うこと。
- (2) 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の工作物等を背景に入れること。
- (3) 位置の確認を容易にするため、一枚の写真では位置が不明となる場合は、複数枚を貼り合わせること。

2 その他

- (1) 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。
- (2) 撮影は同一方向に一定してとること。
- (3) 撮影は各業種について、業務前、作業状況、完成後について行うものとする。
- (4) 必要に応じて、遠方とアップを撮影すること。

整 理 編 集

1 写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

2 写真帳の大きさ

写真帳の大きさは、原則としてA-4判を標準とする。

3 写真等の整理

写真撮影後は速やかに現像、焼き付けし、業務の進行順に写真の余白に説明をつけ整理しておくこと。

4 写真帳等の提出

業務が完了したときは、写真帳を提出すること。

ふしぎの森遊具点検実施要領

1 ピラミッド及びピラミッドファミリーゾーン

(1) 実施時期

点検は、4月、5月、7月、9月の各月1回のふしぎの森休みの日に実施すること。

(2) 点検箇所

階	遊具等名
1	ターザンロープ、ブランコ、スライダー、トランポリン、ネットハンモック、縄はしご、ジャンポリン、ゾウさんスベリ台、クッションアイランド、クミパネ、すべりっこ
2	スライダー、つり橋、ネットトンネル、登はん棒、ドームスライダー
3	登はん棒、ラセスベリ台
4	登はん棒、ネットはしご、落下防止用ネット
5	登はん棒、ドームスライダー、ラセスベリ台
6	テーブル、ベンチ
ピラミッドファミリーゾーン	ステンレスローラースライダー、タイヤブランコ付あずまや、スベリ台付あずまやカバくん

2 カタコンベ遊具及びフワフワドーム

(1) 実施時期

点検は、4月及び7月のふしぎの森休みの日に実施すること。

(2) 点検箇所

施設名	遊具等名
カタコンベ	トロッコ、ロープウェー、カタコンベ(地中埋設管)、ゆらゆら橋、つり橋、ウェーブネットクライム、だんだんネット岩、ネットブリッジ、ザウルスウェーブクライム
フワフワドーム	フワフワドーム(外幕、制御機器等)

3 森の迷宮

(1) 実施時期

点検は、4月及び7月のふしぎの森休みの日に実施すること。

(2) 点検箇所

施設名	遊具等名
森の迷宮 アドベンチャーゾーン	レンジャーロープ、ゆらゆら丸太、雲梯、スイングネット、ネット渡り、ジグザグラダー、スパイラル展望台、かざぐるまクライム、平均台タイプC、吊り輪、壁渡り、ロープ渡り、きね渡り、丸太ステップ、吊鐘鳴らし

4 各点検箇所共通事項

(1) 点検は一般財団法人北海道子どもの国協会職員立会の下実施すること。

(2) 点検は次の内容を確認又はすること。

- ① 各取り付け具の磨耗、損傷、腐食、締付状態等の確認
- ② 木部、金属部位(品)の亀裂、腐食、破損等の確認
- ③ ネット、ロープ等繊維部の磨耗、損傷及び取り付け状態の確認
- ④ ローラー、ベアリング等の可動部品の損傷、磨耗等の確認
- ⑤ スベリ台等滑走面の亀裂、破損等の確認
- ⑥ 遊具本体の状態確認
- ⑦ 支柱等補助部位(品)の確認
- ⑧ その他専門的見識から点検が必要と認められる部位の確認

5 各点検箇所の結果に伴う対処

各点検内容の確認の結果、各点検箇所に不具合が認められた場合は、その不具合を解消するための必要な措置を講ずること。なお、この場合の必要な措置とは、取り付け具の増締め及び取り付け位置の矯正、潤滑剤の補充等の軽微な整備とする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定すること。